

平成23年6月23日(木)開催

総務委員会会議順序

開議時刻	本会議	散会後
会議室	総務委員会室	

○ 開 会

1 付託事件

2 協議又は報告事項

(1) 平成23年6月定例会追加主要事項について

(2) その他

○ 次回委員会

平成23年6月24日(金) 本会議休憩中

○ 閉 会

総務委員会資料

6月定例会追加主要事項

○ 岡山県税条例等の一部を改正する条例

P 1

平成23年6月23日

総務部

岡山県税条例等の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部税務課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	地方税法等の一部改正に伴い、個人の県民税について寄附金控除の拡充を行う等所要の改正を行う必要がある。
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

- 1 寄附金税額控除の下限額の引き下げ
5千円超 → 2千円超
- 2 税負担の軽減措置の見直し 15件
 - (1) 不動産取得税に関するもの 12件
 - ア 新たに措置するもの 1件
高齢者向け住宅である賃貸住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置を設ける。
 - イ 適用期限を延長するもの 1件
心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置を平成25年3月31日まで延長する。
 - ウ 廃止するもの 10件
 - (ア) 市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を従前の権利者に譲渡した場合等の納税義務の免除措置 8件
 - (イ) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が取得する土地に係る税額の減額措置 1件
 - (ウ) 生前一括贈与を受けた農地に係る徴収猶予の特例措置 1件
 - (2) 個人住民税に関するもの 3件
 - ア 適用期限を延長するもの 2件
 - (ア) 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、売却頭数の上限を引き下げた上で適用期限を平成27年度まで延長する。
 - (イ) 上場株式等に係る配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を平成25年12月31日まで延長する。
 - イ 施行期日を延期するもの 1件
非課税口座内の少額上場株式等に係る特例措置の施行期日を平成27年1月1日まで延期し、平成26年1月1日の所得から適用する。
- 3 税の不申告に対する過料の強化
個人事業税等の不申告に対して科する過料の額を3万円以下から10万円以下に引き上げるとともに、自動車取得税及びたばこ税の不申告に対して過料を科すこととする。
- 4 その他規定の整備を行う。

岡山県税条例等の一部を改正する条例

(岡山県税条例の一部改正)

第一条 岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十三条の二第二項中「五千元」を「二千元」に改め、同項第三号中「及び租税特別措置法第四十一条の十八の三」を削り、「含む。」の下に「並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」を加え、同条第二項中「五千元」を「二千元」に改める。

第五十六条中「その者に対し、三万円」を「、その者を十万円」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第六十三条中「に対し、三万円」を「を十万円」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第六十九条の四の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法」を「都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十条の二第三項に規定する再開発会社(以下この項において「再開発会社」という。)が同法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業(以下この項において「第二種市街地再開発事業」という。)の施行に伴い同法」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第八項を第二項とし、第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「、第三項、第五項、第七項又は第九項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第十二項中「、第四項、第六項、第八項又は第十項」を削り、「、第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項」を「並びに第一項及び前項」に、「並びに前項の場合における」を「及び」に改め、同項を同条第四項とする。

第六十九条の五を次のように改める。

第六十九条の五 削除

第六十九条の六第一項中「及び次条第二項」を削る。

第六十九条の七の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第六十九条の八を次のように改める。

第六十九条の八 削除

第六十九条の八の二を削る。

第七十三条の四の次に次の一条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第七十三条の四の二 たばこ税の申告納税者が第七十三条の二の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者を十万円以下の過料に処する。

第九十七条の次に次の一条を加える。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第九十七条の二 自動車取得税の納税義務者が前条第一項の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者を十万円以下の過料に処する。

第一百一十一条、第一百九条及び第三百三十三条中「に対し、三万円」を「を十万円」に、「を科する」を「に処する」に改める。

附則第六条の三第一項第三号及び第六条の三の二第一項第二号中「第四十一条の十八」の下に「、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三」を加える。

附則第六条の四中「五千元」を「二千元」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第六条の五 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三十三条の二第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、第三十三条の二第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに前条第一項中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

附則第七条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年年度」に、「すべて」を「全て」に、「二千頭」を「千五百頭」に改め、同条第二項中「二千頭」を「千五百頭」に、「すべて」を「全て」に、「前条第一項の規定にかかわらず」を「附則第六条の四の規定にかかわらず」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「附則第六条の四」に改める。

附則第十五条第二項中「、附則第十七条第一項又は附則第十七条の二第一項」を「又は附則第十七条第一項」に改める。

附則第十六条第五項を削る。

附則第十七条第一項中「助成金」の下に「その他これに類するものとして総務省令で定めるも

の」を加え、「平成元年四月一日から平成二十三年六月三十日」を「平成二十三年七月一日から平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の二を次のように改める。

(高齢者向け住宅である貸家住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額等)

第十七条の二 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第六十六条第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅(令で定める住宅に限る。以下この項及び次項において「特例適用住宅」という。)」一戸について(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるものについて)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で政令で定めるもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。))の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

附則第十七条の三第三項中「若しくは」を「又は」に改め、「前条第一項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「又は前条第一項」を削る。

附則第十七条の三の二中「第六十九条の二第二項又は附則第十七条の二第二項」を「又は第六十九条の二第二項」に改め、「附則第十七条の二第二項」を削る。

附則第二十五条第一項中「第六項」を「第五項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

(岡山県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岡山県税条例の一部を改正する条例(平成二十年岡山県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項、第五項、第十項及び第十七項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第三条 岡山県税条例の一部を改正する条例（平成二十二年岡山県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一項第五号中「平成二十五年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に改め、第六項中「平成二十五年」を「平成二十七年」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岡山県税条例第七条、第五十六条及び第六十三条の改正規定、同条例第七十三条の四及び第九十七条の次に一条を加える改正規定並びに同条例第百十一条、第百十九条及び第百三十条の改正規定 平成二十三年八月三十一日

二 第一条中岡山県税条例第三十三条の二、附則第六条の三第一項第三号、第六条の三の二第一項第二号及び第六条の四の改正規定、同条例附則第六条の四の次に一条を加える改正規定並びに同条例附則第七条の改正規定（同条第二項中「前条第一項の規定にかかわらず」を「附則第六条の四の規定にかかわらず」に改める部分及び同項第二号の改正規定に限る。） 平成二十四年一月一日

三 第一条中岡山県税条例附則第七条の改正規定（同条第二項中「前条第一項の規定にかかわらず」を「附則第六条の四の規定にかかわらず」に改める部分及び同項第二号の改正規定を除く。） 平成二十五年一月一日

四 第一条中岡山県税条例附則第十七条の二の改正規定 規則で定める日
（県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）第三十三条の二、附則第六条の四及び第六条の五の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する新条例第三十三条の二第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

3 新条例附則第七条第一項及び第二項の規定は、平成二十五年以後の年度分の個人の県民税について適用し、第一条の規定による改正前の岡山県税条例附則第七条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
（不動産取得税に関する経過措置）

4 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(過料に関する経過措置)

5 附則第一項第一号に掲げる規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる不動産取得税に係る当該規定の施行後にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の県民税について寄附金控除の拡充を行う等所要の改正を行う必要がある。

新	旧
<p>（納税管理人に係る不申告に関する過料）</p> <p>第七条 その県税の徴収の確保に支障がないことについて知事の認定を受けていない納税義務者又は特別徴収義務者で課税地を管轄する県民局の区域外に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めることについて知事の承認を受けていないものが、正当な事由がなくて前条の申告をしなかつたときは、<u>十万円</u>以下の過料に処する。</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第三十三条の二 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が<u>二千元</u>を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が<u>二千元</u>を超える場合にあつては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>一・二略</p> <p>三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの</p>	<p>（納税管理人に係る不申告に関する過料）</p> <p>第七条 その県税の徴収の確保に支障がないことについて知事の認定を受けていない納税義務者又は特別徴収義務者で課税地を管轄する県民局の区域外に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めることについて知事の承認を受けていないものが、正当な事由がなくて前条の申告をしなかつたときは、<u>三万円</u>以下の過料に処する。</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第三十三条の二 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が<u>五千元</u>を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が<u>五千元</u>を超える場合にあつては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>一・二略</p> <p>三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、次に掲げるもの</p>

イハ略

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一ハ三略

（個人の事業税に係る不申告に関する過料）

第五十六条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が第五十五条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者を十万円以下の過料に処する。

（不動産取得税に係る不申告に関する過料）

第六十三条 不動産の取得者が前条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者を十万円以下の過料に処する。

（再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第六十九条の四

イハ略

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一ハ三略

（個人の事業税に係る不申告に関する過料）

第五十六条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が第五十五条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

（不動産取得税に係る不申告に関する過料）

第六十三条 不動産の取得者が前条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

（市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第六十九条の四 知事は、市街地再開発組合（以下この条において「組合」という。

）が、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に掲げる第一種市街地再開発事業（第三項において「第一種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内に当該組合の組合員（参加組合員を除く。）に当該不動産を譲渡したときは、納税者の申請により、当該組合による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金の納税義務を免除する。

2 知事は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得

の日から敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内の期間を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。

3 知事は、都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社（以下この条において「再開発会社」という。）が、第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内に同法第七十三条第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、納税者の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金の納税義務を免除する。

4 知事は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内の期間を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。

5 知事は、再開発会社が、都市再開発法第二条第一号に掲げる第二種市街地再開発事業（第七項において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い施設建築物（同法第一百八条の七第一項第三号の建築施設の部分を除く。以下この項において同じ。）の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、同法第一百八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日から六月以内に同法第一百八条の七第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、納税者の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金の納税義務を免除する。

6 知事は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、都市再開発法第一百八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日までの期間を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。

7 知事は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法第一百

定する再開発会社（以下この項において「再開発会社」という。）が同法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業（以下この項において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い同法第百十八条の七第一項第三号の建築施設の部分（以下この項及び次項において「建築施設の部分」という。）を取得した場合において同法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第百十八条の十一第一項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二条第四号に規定する公共施設（以下この項及び次項において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときは、納税者の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金の納税義務を免除する。

2|
略

八条の七第一項第三号の建築施設の部分（以下この項及び次項において「建築施設の部分」という。）を取得した場合において同法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第百十八条の十一第一項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二条第四号に規定する公共施設（以下この項及び次項において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときは、納税者の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金の納税義務を免除する。

8|
略

9| 知事は、防災街区整備事業組合又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百六十五条第三項に規定する事業会社（以下この項において「事業会社」という。）が、同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業の施行に伴い同法第百七条第六号に規定する防災施設建築敷地（以下この項及び次項において「防災施設建築敷地」という。）若しくは同法第百二十四条第二項に規定する個別利用区（以下この項及び次項において「個別利用区」という。）内の宅地を取得し、又は同法第百七条第五号に規定する防災施設建築物（以下この項及び次項において「防災施設建築物」という。）を新築した場合において、当該不動産の取得の日から防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては三年、防災施設建築物の取得にあつては六月以内に、防災街区整備事業組合にあつては同法第百四十四条第一項に規定する組合員（同法第百四十五条に規定する参加組合員を除く。）に、事業会社にあつては同法第二百五条第一項第二号若しくは第七号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、納税者の申請により、

3 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、納税者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

4 第六十九条の二第四項及び第五項の規定は、第二項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項及び前項の場合における不動産取得税に係る徴収金の納税義務の免除及び当該徴収金の還付について準用する。

第六十九条の五 削除

当該防災街区整備事業組合又は事業会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金の納税義務を免除する。

10 知事は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、防災施設建築物の取得にあつては六月以内の期間を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。

11 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項の規定の適用があることとなつたときは、納税者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

12 第六十九条の二第四項及び第五項の規定は、第二項、第四項、第六項、第八項又は第十項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し、第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項の場合における不動産取得税に係る徴収金の納税義務の免除並びに前項の場合における当該徴収金の還付について準用する。
(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十九条の五 知事は、事業協同組合又は協同組合連合会（以下この項において「事業協同組合等」という。）が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項第三号口の資金の貸付けを受けて、同号口に規定する連携等又は中小企業集積の活性化に寄与する事業で令で定めるものに供する不動産を取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所属員に当該不動産を譲渡したときは、納税者の申請により、当該事業協同組合等による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金の納税義務を免除する。

2 知事は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前項の規定の適用

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十九条の六 知事は、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)

第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条において「農地保有合理化法人等」という。)が、同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業(同条第一項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該期間のうち延長に係るものを除く。)が五年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。)の実施により令で定める区域内の農地、採草牧放地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地)をその取得の日から五年以内(これらの土地の取得の日から五年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第二条第二項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査)が開始された場合において、これらの事業の完了の日として令で定める日後一年を経過する日)がこれらの土地の取得の日から五年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該一年を経過する日までの間)に当該事業の

があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から五年以内の期間を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。

3 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該納税者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

4 第六十九条の二第四項及び第五項の規定は、第二項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項及び前項の場合における不動産取得税に係る徴収金の納税義務の免除及び当該徴収金の還付について準用する。

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十九条の六 知事は、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)

第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条及び次条第二項において「農地保有合理化法人等」という。)が、同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業(同条第一項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該期間のうち延長に係るものを除く。)が五年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。)の実施により令で定める区域内の農地、採草牧放地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地)をその取得の日から五年以内(これらの土地の取得の日から五年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第二条第二項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査)が開始された場合において、これらの事業の完了の日として令で定める日後一年を経過する日)がこれらの土地の取得の日から五年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該一年を経過する日までの間

実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、納税者の申請により、当該農地保有合理化法人等によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2～4略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十九条の七 1略

2| 知事は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から二年以内の期間を限つて、当該土地に係る不動産取得税額を徴収猶予する。

3| 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該納税者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

4| 第六十九条の二第四項及び第五項の規定は、第二項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項及び前項の場合における不動産取得税に係る徴収金の納税義務の免除及び当該徴収金の還付について準用する。

第六十九条の八 削除

()に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、納税者の申請により、当該農地保有合理化法人等によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2～4略

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十九条の七 1略

2| 知事は、農地保有合理化法人等が土地改良法第五十三条の三の二第一項の規定により換地計画において定められた換地であつて、同項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合において、当該換地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、納税者の申請により、当該農地保有合理化法人等による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

3| 知事は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前二項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から二年以内の期間を限つて、当該土地に係る不動産取得税額を徴収猶予する。

4| 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第一項又は第二項の規定の適用があることとなつたときは、当該納税者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

5| 第六十九条の二第四項及び第五項の規定は、第三項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項又は第二項及び前項の場合における不動産取得税に係る徴収金の納税義務の免除及び当該徴収金の還付について準用する。

(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十九条の八 知事は、公益社団法人又は公益財団法人で外国人留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の四の表の留学の在

留資格を認められた者をいう。以下この条において同じ。)の寄宿舎の設置及び運

営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合において、土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内に当該土地を外国人留学生の寄宿舎（令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の用に供したとき、家屋の取得にあつては当該取得の日から引き続き三年以上当該家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供したときは、当該土地の取得又は家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 第六十九条の三第二項から第四項までの規定は、公益社団法人又は公益財団法人で外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第六十九条の八第一項」と、「当該取得の日から二年以内」とあるのは「土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内、家屋の取得にあつては当該取得の日から三年以内」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十九条の八第一項」と、「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該不動産取得税の納税義務者」と読み替えるものとする。

（農業生産法人の土地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）
第六十九条の八の二 知事は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人がその組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資を受けた場合において、当該出資に係る土地を取得し、かつ、当該土地の取得の日から五年以内に当該土地を同項第一号に規定する農業の用に供したときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 第六十九条の三第二項から第四項までの規定は、前項の農業生産法人が土地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十九条の三第二項中「前項」とあるのは「第六十九条の八の二第一項」と、「二年」とあるのは

〔たばこ税に係る不申告に関する過料〕

第七十三条の四の二 たばこ税の申告納税者が第七十三条の二の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者を十万円以下の過料に処する。

〔自動車取得税に係る不申告に関する過料〕

第九十七条の二 自動車取得税の納税義務者が前条第一項の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者を十万円以下の過料に処する。

〔自動車税に係る不申告等に関する過料〕

第百十一条 前二条の規定によつて申告又は報告すべき事項について、正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者を十万円以下の過料に処する。

〔鉱区税に係る不申告に関する過料〕

第百十九条 前条の規定によつて申告すべき事項について、正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者を十万円以下の過料に処する。

〔固定資産税に係る不申告に関する過料〕

第百三十三条 固定資産税の納税義務者が正当な事由がなくて前条の申告をしなかつた場合においては、その者を十万円以下の過料に処する。

附則

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

第六条の三 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り

「五年」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十九条の八の二第一項」と、「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該農業生産法人」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第六十九条の八の二第一項」と読み替えるものとする。

〔自動車税に係る不申告等に関する過料〕

第百十一条 前二条の規定によつて申告又は報告すべき事項について、正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

〔鉱区税に係る不申告に関する過料〕

第百十九条 前条の規定によつて申告すべき事項について、正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

〔固定資産税に係る不申告に関する過料〕

第百三十三条 固定資産税の納税義務者が正当な事由がなくて前条の申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

附則

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

第六条の三 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り

、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条及び次条第一項において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一・二略

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額

2〜5略

第六条の三の二 平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けるときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所

、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条及び次条第一項において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一・二略

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2〜5略

第六条の三の二 平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けるときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所

得金額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 略

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2・3 略

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第六条の四 第三十三条の二の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合は第三十二条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第十条第一項、附則第十一条第一項、附則第十一条の二第二項、附則第十一条の二の六第一項、附則第十二条の四第一項又は附則第十二条第一項の規定の適用を受けるときは、第三十三条の二第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

得金額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 略

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2・3 略

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第六条の四 第三十三条の二の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合は第三十二条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第十条第一項、附則第十一条第一項、附則第十一条の二第二項、附則第十一条の二の六第一項、附則第十二条の四第一項又は附則第十二条第一項の規定の適用を受けるときは、第三十三条の二第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第六条の五 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三十三條の二第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、第三十三條の二第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに前条第一項中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の特例)

第七条 知事は、昭和五十七年度から平成二十七年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五條第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内である場合に限る。）において、第三十四條の四第一項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同条第二項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五條第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとき）市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として令で定める額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五條第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の特例)

第七条 知事は、昭和五十七年度から平成二十四年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五條第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。）において、第三十四條の四第一項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同条第二項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五條第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとき）市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として令で定める額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五條第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて

免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第三十四条の四第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第三十条から第三十三条の三まで、附則第六条第一項、附則第六条の三第一項、附則第六条の三の二第一項及び附則第六条の四の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 略

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三十条から第三十三条の三まで、附則第六条第一項、附則第六条の三第一項、附則第六条の三の二第一項及び附則第六条の四の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 略

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第十五条 1 略

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第六十六条第一項若しくは第二項、第六十六条の二第一項又は附則第十七条第一項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(贈与により農地、採草放牧地及び準農地を取得した場合の不動産取得税の特例)

第十六条 1 略

免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第三十四条の四第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第三十条から第三十三条の三まで、附則第六条第一項、附則第六条の三第一項、附則第六条の三の二第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 略

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三十条から第三十三条の三まで、附則第六条第一項、附則第六条の三第一項、附則第六条の三の二第一項及び前条第一項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 略

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第十五条 1 略

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第六十六条第一項若しくは第二項、第六十六条の二第一項、附則第十七条第一項又は附則第十七条の二第一項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(贈与により農地、採草放牧地及び準農地を取得した場合の不動産取得税の特例)

第十六条 1 略

5 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第五十五条第三項に規定する受贈者に係る前各項の規定の適用については、第一項中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第五十五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)(一)と、「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項」とあるのは、「第十六項

(心身障害者を多数雇用する事業所の取得に対して課する不動産取得税の減額等)
第十七条 知事は、心身障害者を多数雇用するものとして令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第四十九条第一項第六号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で令で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が平成二十三年七月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2
略

及び第二十項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第五十五条第三項から第十六項まで」と、第三項中「第一項の」とあるのは「第五項の規定により読み替えて適用される第一項の」と、「租税特別措置法」とあるのは「旧租税特別措置法」と、「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、第七十条の八第一項及び第二項」とあるのは「第十七項、第十八項、第二十二項から第二十五項まで、第二十六項第二号、第二十九項及び第三十項、第七十条の七第一項及び第二項」と、前項中「第一項の」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第一項の」と、「租税特別措置法」とあるのは「旧租税特別措置法」と、「第十七項第二号、第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」とあるのは「第十六項第二号若しくは第十八項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第五十五条第四項、第六項若しくは第十二項」と、「前項」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前項」と、「同条第二十九項若しくは第三十項」とあるのは「旧租税特別措置法第七十条の四第二十四項若しくは第二十五項」と、「同条第五項」とあるのは「旧租税特別措置法第七十条の四第五項」とする。
(心身障害者を多数雇用する事業所の取得に対して課する不動産取得税の減額等)
第十七条 知事は、心身障害者を多数雇用するものとして令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で令で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が平成元年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2
略

(高齢者向け住宅である貸家住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額等)

第十七条の二 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七條第一項の登録を受けた同法第五條第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第六十六條第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに
行われたときに限り」と、「住宅(令で定める住宅に限る。以下この項及び次項において「特例適用住宅」という。)一戸について(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるものについて)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七條第一項の登録を受けた同法第五條第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で政令で定めるもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に係る土地の取得に対して課する不動産取得税の減額等)

第十七条の二 知事は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百十六号)第二條第一項に規定する入会権者又は同條第三項に規定する旧慣使用権者が同法第十二條又は第二十三條第一項の規定により令で定める土地を取得した場合において、これらの者が当該取得の日から引き続き三年以上当該土地について当該土地に係る同法第十一條第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は同法第二十二條第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に適合する利用をしたときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が昭和六十二年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該税額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一 当該土地の取得が入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第十二條の規定による土地の取得である場合 当該土地に係る同法第十一條第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画において定められた同法第二條第二項の入会林野整備の対象となつた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(当該入会林野整備の対象となつた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、令で定めるところにより、知事が法第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に当該土地を取得した者の当該入会林野整備の対象となつた土地に係る入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第十二條の規定により消滅した入会権に基づく入会林野の使用又は収益の状況に対応する割合として令で定める割合を乗じて得た額

二 当該土地の取得が入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第二十三條第一項の規定による土地の取得である場合 当該土地に係る同法第二十二條第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画において定められた同

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十七条の三 1・2略

3 平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、第六十九条の二第一項に規定する被収用不動産等を収用され、又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第六十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十七条の三第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とあるのは「決定した価格のうち附則第十七条の三第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする

法第二条第四項の旧慣使用林野整備の対象となつた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(当該旧慣使用林野整備の対象となつた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、令で定めるところにより、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に当該土地を取得した者の当該旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第二十三条第一項の規定により消滅した旧慣使用権に基づく旧慣使用林野の使用又は収益の状況に対応する割合として令で定める割合を乗じて得た額

2 第六十九条の二第二項から第五項までの規定は、前項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請手続、当該不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十九条の二第二項中「一年」とあるのは、「三年」と読み替へるものとする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十七条の三 1・2略

3 平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、第六十九条の二第一項に規定する被収用不動産等を収用され、若しくは譲渡した場合、前条第一項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第六十九条の二第二項又は前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十七条の三第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする

(不動産の価格の決定の特例)

第十七条の三の二 第六十五条第二項又は第六十九条の二第一項の規定により知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときに於ける第六十五条第二項、第六十九条の二第一項又は前条第三項の規定の適用については、これらの規定中「法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び法附則第十七条の二第一項の修正基準」と読み替えるものとする。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る県税の特例)

第二十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下この条において「整備法」という。)第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項(整備法第二百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第六項までにおいて同じ。)の登記をしていないもの(整備法第三百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたもの(以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。)を除く。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第二十九条第二項及び第六十六条第二項の規定を適用する。

2 略

「と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第十七条の三第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

(不動産の価格の決定の特例)

第十七条の三の二 第六十五条第二項、第六十九条の二第一項又は附則第十七条の二第一項の規定により知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときに於ける第六十五条第二項、第六十九条の二第一項、附則第十七条の二第一項又は前条第三項の規定の適用については、これらの規定中「法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び法附則第十七条の二第一項の修正基準」と読み替えるものとする。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る県税の特例)

第二十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下この条において「整備法」という。)第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項(整備法第二百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第六項までにおいて同じ。)の登記をしていないもの(整備法第三百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたもの(以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。)を除く。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第二十九条第二項及び第六十六条第二項の規定を適用する。

2 略

3 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第六十六

条第一項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、整備法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記

3
～
6
略

4
～
7
略

をしていないものについては公益財団法人とみなして、第六十九条の八の規定を適用する。

新	旧
<p>附則</p> <p>4 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（以下「新法」という。）第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る新条例第四十二条の十の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。</p> <p>5 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に行われる新条例第四十二条の十八に規定する対象譲渡等に係る新条例第四十二条の十五及び第四十二条の十九の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。</p> <p>10 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第十一条の二の六第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する額とする。</p> <p>17 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に新条例附則第十一条の二の四第二項に規定する上場株式等（以</p>	<p>附則</p> <p>4 平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（以下「新法」という。）第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る新条例第四十二条の十の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。</p> <p>5 平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に行われる新条例第四十二条の十八に規定する対象譲渡等に係る新条例第四十二条の十五及び第四十二条の十九の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。</p> <p>10 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第十一条の二の六第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する額とする。</p> <p>17 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に新条例附則第十一条の二の四第二項に規定する上場株式等（以</p>

下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第十一条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第十一条の二第二項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第十一条の二第四項の規定により読み替えて適用される新条例第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。）の百分の一・二に相当する金額とする。）

下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第十一条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第十一条の二第二項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第十一条の二第四項の規定により読み替えて適用される新条例第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。）の百分の一・二に相当する金額とする。）

岡山県税条例の一部を改正する条例新旧対照表(第三条関係)

新	旧
<p>附則</p> <p>1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 四略</p> <p>五 第一条中岡山県税条例附則第十一条の二の二第二項の改正規定、附則第十一条の二の六の次に一条を加える改正規定及び附則第六項の規定 平成二十七年一月一日</p> <p>6 新条例附則第十一条の二の二第二項及び第十一条の二の七の規定は、平成二十七年年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。</p>	<p>附則</p> <p>1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 四略</p> <p>五 第一条中岡山県税条例附則第十一条の二の二第二項の改正規定、附則第十一条の二の六の次に一条を加える改正規定及び附則第六項の規定 平成二十五年一月一日</p> <p>6 新条例附則第十一条の二の二第二項及び第十一条の二の七の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。</p>